

第 2 農 業 編

解 説 1

I 農業経営体の部

この部は、平成22年2月1日現在で実施した「2010年世界農林業センサス・農林業経営体調査」の集計結果のうち、農業経営体に関する統計を市町村別に掲載した。

なお、「2010年世界農林業センサス・農林業経営体調査」は、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備すると共に、我が国の農林業の生産構造及び就業構造等の実態を把握するための最も基本的な調査で、全ての農林業を営む経営体を調査対象として実施している。

調査方法は調査員が調査票を配布し、農林業経営体等による自計申告の方法で行っている。

II 農家等の部

この部は、平成22年2月1日現在で実施した「2010年世界農林業センサス・農林業経営体調査」の集計結果のうち、販売農家に関する統計を市町村別に掲載した。

III 農業構造動態の部

この部は、平成26年2月1日現在で実施した「農業構造動態調査」の結果から、主副業別販売農家数、専兼業別販売農家数、経営耕地面積規模別販売農家数を掲載した。「農業構造動態調査」は標本調査により実施しており、2010年世界農林業センサス結果に基づいて作成した母集団名簿を用いて標本抽出を行った。この抽出された標本農家を調査対象とし、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査により実施した。

IV 集落営農の部

この部は、平成26年2月1日現在で実施した「集落営農実態調査」の結果から、主な項目を掲載した。

「集落営農実態調査」は集落営農組織のある市町村に対し、郵送等により全ての営農組織の実態について調査を行った。

V 6次産業の部(農業・農村)

この部は、「平成24年度6次産業化総合調査」の結果から、主な項目を掲載した。

用語の解説

農業経営体の部

農業経営体	<p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td> <td>15 a</td> </tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td> <td>350 m²</td> </tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td> <td>250 m²</td> </tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td> <td>15 頭</td> </tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td> <td>150 羽</td> </tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000 羽</td> </tr> <tr> <td>⑪その他</td> <td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 農作業の受託の事業</p>	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
法人化している	「農業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者。(一戸一法人は含まれる。)																						
経営体																							
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人。																						
会社	会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社。旧有限会社は株式会社として会社に含まれる。																						
各種団体	農業協同組合、農協の連合組織、農業共済組合等農業関係団体。																						
その他の法人	公益法人(財団法人、社団法人)等。																						
地方公共団体	都道府県、市区町村。																						
財産区	地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区。																						
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除く																						

単 一 経 営	たもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えた面積。
借 入 耕 地	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体。
貸 付 耕 地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地。
耕 作 放 棄 地	他人に貸し付けている自己所有耕地。
	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地。
販売農家の部	
農 家	経営耕地面積が10 a 以上の規模の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、農産物販売金額が15万円以上あった世帯。
販 売 農 家	経営耕地面積が30 a 以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
自 給 的 農 家	経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。
土 地 持 ち 非 農 家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5 a 以上所有している世帯。
主 業 農 家	農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
準 主 業 農 家	農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。
副 業 的 農 家	65歳未満の年間自営農業従事60日以上の子帯員がいない農家。
農 業 専 従 者	自営農業に150日以上従事した者。
農 業 従 事 者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。
農 業 就 業 人 口	自営農業に従事した者（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが農業に従事した日数の方が多し世帯員」の従事者数。
基 幹 的 農 業 従 事 者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち調査期日前1年間の子だんの主な状態が「仕事に従事していた者」。
農業構造動態の部	
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。

集落営農の部

集 落 営 農

「集落」を単位として^{注1)}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農のことをいう。

注1) 集落を単位として集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること。例外として他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含む。なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とした。

注2) 集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営を行っている。
- (4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととした。

- ① 農業用機械の所有のみを共同で行う取組
- ② 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

